

## ◇ 未熟児養育医療の給付を申請される方へ ◇

## 1. 「未熟児養育医療の給付」とは

身体の発育が未熟なままに生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育医療機関において入院医療を受ける場合に、治療に要する医療費を公費で負担する制度です。給付の申請は、原則として保護者の方をお願いします。

<手続きの流れ>  …申請される方のお手続き  …町の事務

① 書類の提出

※申請に必要な書類は(P.3)



いただいた書類等により、審査を行います。

② 医療給付の決定（または却下⇒却下の場合はここで終了）

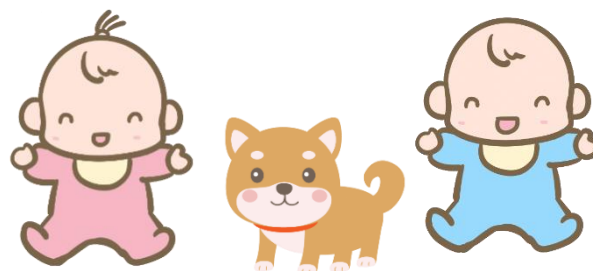


養育医療券を作成します。

③ 養育医療券の送付



④ お手元に届いた養育医療券を指定医療機関窓口へ提示



## 2. 対象者

つるぎ町内に居住する満1歳未満の未熟児で以下の(1)または(2)のいずれかにあてはまり、医師が入院養育を必要と認めた方

(1) 出生時体重が2,000g以下のもの

(2) 生活力が弱く、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

(ア) 一般状態

a 運動不安、けいれんがあるもの

b 運動が異常に少ないもの

(イ) 体温が摂氏34度以下のもの

(ウ) 呼吸器、循環器系

a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの

b 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか毎分30以下のもの

c 出血傾向の強いもの

(エ) 消化器系

a 生後24時間以上排便のないもの

b 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの

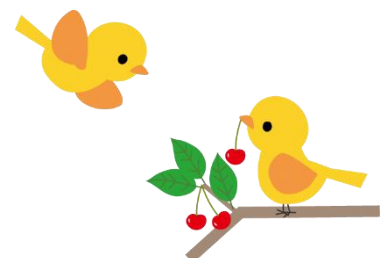
c 血性吐物、血性便のあるもの

(オ) 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

(交換輸血が必要な重傷黄疸児を含む)

(カ) 以上(ア)から(オ)に準じる症状を有し、特に入院養育が必要なもの



### 3. 給付の内容（公費負担の範囲）

指定養育医療機関における養育医療にかかる入院治療費のうち、医療保険適用後の自己負担に相当する額を公費で負担します。

#### 【○…対象となる費用の例】

診察にかかる費用、薬剤または治療材料費、手術及び医学的処置にかかる費用、食事療養費（ミルク代含む）など

#### 【×…対象とならない費用の例】

保険適用とならない治療費や個室利用時の差額ベッド代、おむつ代、文書料など

### 4. 自己負担額について

世帯の所得税額に応じて生じる自己負担額は、町の子どもはぐくみ医療費の助成で負担しますので、指定医療機関窓口でお支払いいただく自己負担はありません。ただし、養育医療にかかる入院治療以外の治療や保険適用外医療、差額ベッド代、おむつ代、診断書料等は養育医療給付の対象ではありませんので指定医療機関窓口でのお支払いをお願いいたします。

### 5. 申請に必要な書類

- (1) 養育医療給付申請書
- (2) 養育医療意見書
- (3) 世帯調書（同意書・委任状）※世帯構成員全員のマイナンバーの記入が必要です。
- (4) お子さまの健康保険証の写し
- (5) お子さまと申請者のマイナンバーが確認できる書類の写し



※申請者の方の書類が「通知カード」の場合は、本人確認書類の写しも必要です。

- (6) その他町長が必要と認める書類

⇒給与の支払いを受けられている方は源泉徴収票の写し

⇒自営業または給与支払いを受けられている方で確定申告をされた方は、「確定申告書の写し（税務署受付印があるもの）」または「納税証明書その1（原本）」

! ご注意ください

申請の時期により、提出が必要な年（年度）の書類が変わります。

1月1日から6月30日までに申請する方	7月1日から12月31日までに申請する方
① 前々年分の源泉徴収票	① 前年分の源泉徴収票
② 前々年分の確定申告書の写し	② 前年分の確定申告書の写し
③ 前年度（前々年分所得） 市町村・県民税課税証明書	③ 今年度（前年分所得） 市町村・県民税課税証明書

※③の書類は、前ページ（3）の世帯調書で「指定養育医療機関や役場担当課での情報の照会及び情報の提供」に同意いただければ提出は不要です。

## 6. その他

医療券の交付を受けた後、記載内容に変更があった場合や医療券を紛失・汚損してしまった場合は、お手続きが必要となりますので保健センターへご連絡ください。また、転院される場合や養育医療券に記載されている期間をこえて養育医療を受けられる場合は、事前に保健センターへご相談ください。

### お問い合わせ・申請窓口

〒779-4101 徳島県美馬郡つるぎ町貞光字中須賀 68-1

つるぎ町保健センター

電話：0883-62-3313      ファックス：0883-62-3312

